

新型コロナウイルス感染症に係る年末年始期間（12/29～1/3） の検査・診療体制について

令和3年12月24日
京都府新型コロナウイルス感染症対策本部
健康対策課(075-414-4722)
医療課(075-414-4740)

年末年始期間中も発熱等の症状のある方が安心して医療機関を受診できるよう、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に係る検査・診療体制を確保しておりますので、広く周知をお願いします。

1. 発熱等の症状がある場合の相談

かかりつけ医等の身近な医療機関が休診の場合は「きょうと新型コロナ医療相談センター」にお電話にてご相談ください。年末年始期間中も24時間体制で対応しています。

きょうと新型コロナ医療相談センター

【電話番号】 075-414-5487（※京都府・京都市共通番号）

【受付時間】 24時間対応

2. 診療・検査医療機関

年末年始期間中も、発熱症状のある方が受診・検査できる医療機関を確保しています。

公表に同意いただいた医療機関については京都府ホームページ「年末年始における受診可能な医療機関一覧」に掲載していますが、その他にも診療・検査可能な医療機関がありますので、「きょうと新型コロナ医療相談センター」へお問い合わせ下さい。

○掲載ページURL <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/nenmatsu.html>

○年末年始期間中に診療・検査が可能な医療機関数 128箇所



3. 感染者への対応

▶ 年末年始期間中も「入院医療コントロールセンター」で感染者の病態に応じた入院や宿泊療養先の調整を行います。

▶ オミクロン株による感染拡大防止のため、当面の間の対応として、新規陽性者の方全員に一旦入院していただきます。

また、オミクロン株陽性者の濃厚接触者の方には、宿泊療養施設への入所を依頼するほか、定期的にPCR検査を実施するなど、感染拡大防止に努めます。

